

海岸休養施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第57号

海岸休養施設条例の一部を改正する条例

海岸休養施設条例（平成11年岩手県条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
区 分		単 位	利用料金の上限額	区 分		単 位	利用料金の上限額
キャンプ広場		[略]	円 <u>1,000</u>	キャンプ広場		[略]	円 <u>1,030</u>
駐車場		[略]	<u>1,300</u>	駐車場		[略]	<u>1,340</u>
ロッカー		[略]	<u>200</u>	ロッカー		[略]	<u>210</u>
シャワー	小学校児童及 び中学校生徒	[略]	<u>200</u>	シャワー	小学校児童及 び中学校生徒	[略]	<u>210</u>
	その他の者	[略]	<u>300</u>		その他の者	[略]	<u>310</u>
第3条第1項の規定による 許可を受けた場合の利用料 金の上限額		1件1日につき <u>1,200円</u>		第3条第1項の規定による 許可を受けた場合の利用料 金の上限額		1件1日につき <u>1,240円</u>	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。